

美幌町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美幌町図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、美幌町広告掲載要綱の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポンサー制度は、美幌町図書館（以下「図書館」という。）が雑誌カバーを広告媒体として活用し、民間事業者等（以下「スポンサー」という。）から、雑誌の購入代金相当額を広告掲載料として提供を受けることにより、より多くの雑誌を収集するとともに、雑誌コーナーの充実と町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 スポンサー制度は、スポンサーが広告掲載料として雑誌の購入代金相当額を負担し、図書館に雑誌を提供することにより、雑誌の最新号カバーの表面にスポンサーの名称を、裏面に広告を掲載することができる。

(スポンサーの資格要件)

第4条 スポンサーは、企業および個人の事業者、公共的団体またはこれに類する者とし、個人は対象外とする。

2 美幌町広報紙広告掲載基準第4条規定する規制業種又は事業者に係るものの他、次の各号に該当する場合は、スポンサーになることができない。契約期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 訪問販売等に関する法律に規定する「通信販売」、「訪問販売」にかかるもの（特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。）

(2) 利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う事業者

(3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(4) その他、町長がスポンサーとすることが適当でないと認めるもの

(スポンサーの募集)

第5条 スポンサーの募集は、図書館長が別に定める。

(審査委員会の開催)

第6条 スポンサーの申込みがあったときは、第4条および第5条の規定に照らし、スポンサーおよび広告内容について、美幌町広告審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による審査を経て決定するものとする。ただし、図書館長が審査会の開催を省略しても問題がないと判断した場合には、審査会を省略し、書面による決済を持って決定できるものとする。

(広告の内容)

第7条 広告及びスポンサー名は美幌町広告掲載要綱および美幌町広報紙広告掲載基準によるものとする。

2 図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがある広告は掲載することができないものとする。

(契約期間)

第8条 契約期間は、毎年4月1日から当該年度末の3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中でスポンサーの決定を受けた場合は、決定された月の翌月から当該年度末までとする。

- 2 スポンサー契約を解除しようとする場合は、当該年度の11月30日までに申しでなければならない。契約解除の申し出がない場合は、次年度に於いて自動継続するものとする。
- 3 スポンサーは、契約期間の途中で解約はできないものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない

(広告内容の変更)

第9条 スポンサーが広告内容を変更しようとするときは、事前に広告の変更内容を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出を受けた場合は、第6条の規定による広告内容の審査および決定を行うものとする。ただし、図書館長が特に問題がないと認めた場合は、審査委員会による審査を省略できるものとする。
- 3 広告内容の変更は、年2回までとする。ただし、特別な理由が生じた場合はこの限りではない。
- 4 スポンサーが広告の掲載を中止しようとする場合は、中止しようとする1月前までに町長へ書面により届けなければならない。

(雑誌の休刊等による変更)

第10条 スポンサーによる提供雑誌が年度途中で休刊または廃刊した場合は、スポンサーと協議のうえ別の雑誌に振り替えることができるものとする。

(取消し)

第11条 町長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取り消しすることができる。

- (1) 提供されるべき広告掲載料の支払確認ができないとき
- (2) 図書館が指定する期日までに、掲載条件を満たす広告の提出がないとき
- (3) その他、この要綱または関連諸規定に違反していると判断したとき

2 町は、前項の措置によりスポンサーが生じた損害の責めを負わない。

3 第1項の規定によりスポンサーの決定を取り消した場合、すでに提供されている広告掲載料は返還しないものとする。

(責務)

第12条 広告の内容に関する責任はスポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館とスポンサーが誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 11月 1日から施行する。